

公益社団法人日本小唄連盟

会員規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本小唄連盟（以下「当連盟」という。）定款第3章に規定する会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別、資格要件及び入会基準)

第2条 本会の会員の種別及び資格要件は、定款第5条の規定に基づき、次の各号に定めるとおりとする。

- ① 正会員 当連盟の目的及び事業に賛同して入会した個人
- ② 賛助会員 当連盟の目的及び事業に賛同し、事業を援助する個人又は法人
- ③ 名誉会員 当連盟に特に功労のあった者で理事会が推薦し、社員総会で承認された者

2 正会員及び賛助会員の入会基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- ① 前項第1号から第3号に定める各資格要件を具備しているものと認められること。
- ② 当連盟の定款その他の諸規程を遵守し活動することが認められること。
- ③ 反社会的勢力その他当連盟の運営を阻害するものとは認められないこと。

(入会手続)

第3条 前条第1項第1号及び第2号に定める会員の入会の申込みは、次の各号に定めるとおりとする。

- ① 正会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。この場合において、当連盟の正会員2名以上の推薦を必要とする。
- ② 賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。この場合において、当連盟の正会員1名以上の推薦を必要とする。

2 名誉会員は、理事会の推薦による社員総会における承認と被決定者本人の同意をもって名誉会員となる。

3 第1項の入会申込みに対しては、理事会又は会長において入会の可否を決定し、会長がこれを申込者に通知する。この場合において、入会を可とするときは、申込者に対してその旨の通知を発した日をもって入会日とする。

(権利義務)

第4条 会員の権利義務は、次項以下に定めるとおりとし、別に定める場合を除き、入会日をもって発生する。

2 正会員の権利義務に関する事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- ① 社員総会に出席し、議決権を行使することができる。
 - ② 会報、演奏会その他の各種行事に関する案内を受けることができる。
 - ③ 演奏会その他の当連盟主催行事、又は関連団体との共催行事に出席することができる。
 - ④ 会費を納入しなければならない。
 - ⑤ 社員総会の決議を遵守しなければならない。
 - ⑥ 住所、氏名その他理事会において定める事項に変更がある場合には、速やかに届け出なければならない。
 - ⑦ その他定款、規程等に定められるところの権利を行使し義務を負う。
- 3 賛助会員には、第2項第2号から第7号の規定を適用する。
- 4 名誉会員には、第2項第2号、第3号、第5号から第7号の規定を適用する。

(入会金)

第5条 入会金は、会員の種別に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

- ① 正会員 10,000円
 - ② 賛助会員 10,000円
- 2 入会金は、入会日から10日以内に納入するものとする。

(会費)

第6条 会費は、会員の種別に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

- ① 正会員 年額 10,000円
 - ② 賛助会員 年額 一口10,000円(一口以上)
 - ③ 名誉会員 会費を納入することを要しない。
- 2 会費の納入は前納とする。
- 3 既納の会費は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

(会費の使途)

第7条 会費は、その50%以上を公益目的事業のために使用するものとする。

(会員名簿)

第8条 会長は、法令の定めるところにより会員名簿を作成し、これを事務局に備え置き、適切に管理しなければならない。

- 2 会員名簿は会員種別ごとに整理してこれを作成する。
- 3 会長は、会員名簿の記載事項に変更があったときは、すみやかにこれを行うものとする。

(届出内容の変更)

第9条 会員は、第3条第1項の入会申込書の内容に変更が生じた場合は、速やかに所定の変更届を事務局に提出しなければならない。

(退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める様式による退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会長は、定款第9条の規定により会員を除名したときは、当該会員であった者に対し、所定の除名通知書を送付しなければならない。

(会員の資格喪失)

第12条 定款第10条第1号に規定する事由により会員が資格を喪失したときは、会長は、当該会員であった者に対し、所定の資格喪失通知書を送付しなければならない。

(細則)

第13条 本規程の実施に関し必要な細目的事項は、会長がこれを定める。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附則

本規程は、令和6年12月1日から施行する(令和6年10月30日社員総会決議)。